



島根県報

平成29年6月20日（火）

第2,913号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (高速道路推進課) 2

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (") 3

貸付金の元利償還金に係る未収金の収納事務の委託 (審 査 指 導 課) 4

貸付金の元利償還金に係る未収金の収納事務の委託の解除 (") 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成24年島根県規則第91号）の一部を次のように改正する。

別表中「117の2-A」を「117の3-A」に、「117の2-B」を「117の3-B」に、

「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の

4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-

B」を「118の5-B」に、「118の4-C」を「118の5-C」に、「118の4-D」を「118の5-D」に改め、同表備考1(1)カ中「118の3-A・B」を「118の4-A・B」に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改め、同表備考1(2)イ中「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改め、同表備考1(2)ク(ア)中「118の3-A・B」を「118の4-A・B」に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第349号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 6 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー大庭店 島根県松江市大庭町1804番地1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前) 島根県松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業地内保留地4-1街区6画地ほか
(変更後) 島根県松江市大庭町1804番地1
- (4) 変更の年月日
平成28年1月31日
- 2 届出年月日
平成29年6月6日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第350号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー山代店 島根県松江市山代町字鍛冶屋464番地5
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,513平方メートル
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成28年12月8日

2 届出年月日

平成29年 6 月 6 日

島根県告示第351号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 委託した歳入の種類

貸付金の元利償還金に係る未収金

2 委託した者の名称及び所在地

名称 ニッテレ債権回収株式会社

所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託の開始年月日

平成29年 6 月 1 日

島根県告示第352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県松江市白潟本町71番地山陰債権回収株式会社に委託していた貸付金の元利償還金に係る未収金の収納事務については、平成29年 3 月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

平成29年 6 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛